

基発 0527 第 10 号  
平成 23 年 5 月 27 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働者が東日本大震災に伴い被災した場合の給付基礎日額の算定の特例について

業務上又は通勤による労働者の疾病に関して、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づく保険給付を行う場合の給付基礎日額の算定については、法第 8 条において、診断によって疾病の発生が確定した日を平均賃金の算定事由発生日とすることとされている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）に伴う業務上又は通勤による労働者の疾病が、震災から一定期間経過後に生じることがあると考えられるが、震災に伴う事業規模の縮小等により当該労働者の賃金が低下した後に当該疾病の発生が確定した場合は、低下後の賃金に基づき給付基礎日額を算定することとなる。

このような疾病について保険給付を行う場合、法に基づく保険給付が業務災害又は通勤災害による労働者の稼得能力の損失等を補填することを目的としていることを踏まえれば、低下前の賃金に基づき、給付基礎日額を算定することが適切であると考えられることから、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおり給付基礎日額の算定の特例を設け、震災の発生日である平成 23 年 3 月 11 日以降に診断により疾病の発生が確定したものから適用することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、平均賃金の算定期間中に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条第 1 項の規定により失業しているものとみなされている期間（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の適用を受けない事業場に使用されている労働者については、これに相当する期間）がある場合においては、労働基準法第 12 条第 8 項の規定に基づき同条等の規定によつて算定し得ない場合の平均賃金を定める告示（昭和 24 年労働省告示第 5

号) 第2条の規定に基づき、その日数及びその期間中の賃金は、平均賃金の算定において、基礎となる期間及び賃金の総額から控除する従来の取扱いに変更はない。

## 記

- 1 震災に伴い業務上又は通勤により被災し、疾病にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者（以下「被災労働者」という。）の平均賃金に相当する額が、震災の発生日である平成23年3月11日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすること。
- 2 本特例は、適用事業（平成23年3月11日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項の特定被災区域をいう。）に所在していたもの（有期事業にあつては、事業主の事務所が同日において特定被災地域に所在していたもの）に限る。）が、震災による被害（福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定されたことに伴う被害又は原災法に基づく食品の出荷制限若しくは摂取制限が行われたことによる被害を含む。）を受け、これにより被災労働者の賃金が低下したと判断される場合に適用するものとする。

なお、特定被災区域の具体的範囲については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（労働基準局関係）（平成23年5月2日付基発0502第2号）の別紙を参照すること。